

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月28日(金) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(10人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(1名) 8番 石橋利明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第26号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	報告第27号 賃貸借の合意による解約について
第6	報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第29号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山智
主任	平塚恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成30年第9回津別町農業委員会総会を開

催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは、本日は第9回の農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。9月に入りまして、台風21号、胆振東部地震等北海道に深刻な被害をもたらしたわけですが、津別町においても地震による停電ということで、酪農家の皆さん搾乳等大変苦勞されたのではないかと思います。また9月は比較的天気が良くて、芋等収穫作業また、小麦の播種等も順調に進んでいるのではないかと思います。また今はデントコーンの収穫が行われているわけですが、台風24号が気になるところでございます。なんとかこの天気が続きまして作業が順調に進むように願いたいと思います。それでは今日の議案、慎重審議して協議進めたいと思いますのでよろしくごお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、10名であります。
過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、1番 細川委員、2番 近藤委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長：続きまして日程第4 報告第26号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議長：事務局主任

事務局：それでは報告第26の1号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋農地部会長、田原会長、近藤委員、山田委員です。あっせん日 平成30年9月21日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 岩富105番3外1筆、地目 畑、面積合計 27,596㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●円となります。

あっせん結果につきましては、あっせん日の9月21日をもってあっせん成立となりました。

報告第26の2号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋農地部会長、田原会長、近藤委員、山田委員です。

あっせん日 平成30年9月21日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 岩富102番1外2筆、地目 畑、面積合計 13,906㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●円となります。

こちらのあっせん結果につきましても、あっせん日の9月21日をもってあっせん成立となりました。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますので、ご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長：報告終わりました。報告第26号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

佐野委員：すみません

議長：佐野委員

佐野委員：質問ですが、豊永の圃場、岩富の方が他に手を上げる方がいらっしやらなかったのですか。

事務局：今仰られたのは、第26の1号についてと思いますが、このあっせんをするに当たって岩富地区全戸に希望者いるかどうかという期のとりまとめを行って手を上げたのが、今回の譲受人のみだったという結果で、候補者として決定しました。

佐野委員：分かりました

議 長：他に何かありませんか

【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第26号につきましては、報告の通りご了承願います。

議 長：日程第5 報告第27号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、報告第27号「賃貸借の合意による解約について」ご説明いたします。今回は、3件の通知がありました。1件は3条の許可申請に伴う解約、他2件については先ほど報告したあっせんによる解約です。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知

賃貸借の合意による解約

番号12【賃貸人及び借借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 高台115番外2筆、地目 畑、面積合計 10,092㎡の内1,900㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成24年6月1日、終期 平成34年11月30日、全契約地 1,900㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年9月3日。

番号13【賃貸人及び借借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 岩富105番4外1筆、地目 畑、面積合計 27,596㎡の内24,000㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成29年12月28日、終期 平成34年12月31日、全契約地 24,000㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年9月21日。

番号14【賃貸人及び借借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 岩富102番1外2筆、地目 畑、面積合計 13,906㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成29年12月28日、終期 平成39年12月31日、全契約地 13,906㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年9月21日。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第27号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長：ありませんか
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第27号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：続きまして日程第6 報告第28号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：報告第28号「農地法3条の3の規定による届出の受理について」ご報告いたします。今回は相続による所有権の移転1件です。議案書をご覧ください。

農地法第3条の3

(所有権の移転)

番号23番【譲渡人及び譲受人の住所氏名等】、土地の所在 上里257番外26筆、地目 公簿・現況はご覧の通りになります、面積合計 328, 625㎡、利用状況 普通畑、契約種類 相続、土地引渡しの時期 平成29年11月8日、届出理由 死亡による相続。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますので、ご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第28号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

議 長：ありませんか
【ありませんの声】

議 長：質問がないようですので、報告第28号については報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして日程第7 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」

て」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議長：事務局主任

事務局：議案第28号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回の農地法第3条の申請は1件です。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第3条

賃借権による権利設定

番号24【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 高台115番外2筆、地目公簿・現況はご覧の通りとなります、面積合計 10,092㎡の内1,900㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃借権、始期 平成30年11月1日、終期 平成40年11月1日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●円、設定後事業面積 972,260㎡、申請理由 貸主 貸付けている経営者が離農予定のため借主 農業経営規模拡大のため

次頁の農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第2項第7号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。また農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合についても該当ございません。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長：説明が終わりました。議案第28号について質疑を求めます。

議長：ありませんか

【ありませんの声】

山田委員：はい

議長：山田委員

山田委員：申請理由の貸主の申請理由が微妙なように感じる。

現在の貸付先が離農するからということと思うが、この書き方だと貸主が離農するということとはっきりしない。

事務局：山田委員の言うとおりの、意味としては貸付先が離農のためという意味です。

表現が悪かったとするならば今後直していきたいと思いますが、こちら農地法第3条を出された申請理由をそのまま載せてございますので、今後農家さんに指導

といたしますか、提案をしたいなど考えております。

議 長：山田委員よろしいですか

山田委員：はい

事務局長：少しよいですか。

議 長：はい

事務局長：今の件ですが、主任が説明したとおりであります。本人の届出、先ほどの18条第6項の関係、終期が11月30日ということになっています。その中で今回の農地法第3条の法は終期に対して、届出が先になる。後先の関係ありますので、そういう状況になりうるということをご理解頂きたいです。

議 長：他にありませんか。

議 長：無いようですので、質疑を終結します。これより議案第28号について採決します。本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第28号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：続いて日程第8 議案第29号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：はい 事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、議案第29号「農用地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。今回の案件は、所有権移転2件の申出があり、先ほど説明いたしました、農地あっせんに伴うものでございます。議案書に基づいて説明いたします。

農用地利用集積計画

所有権移転

番号27番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 岩富105番4外1筆、地目 畑、合計面積 27,596㎡、
移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権移転の時期 平成30年10

月1日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号28番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 岩富102番1外2筆、地目 畑、合計面積 13,906㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年10月1日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第29号について、質疑を求めます。

議 長：ありませんか。
【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第29号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(13時53分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員